



洞爺湖町不妊治療費助成事業



洞爺湖町では、不妊に悩む夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用を助成しています。

■対象者

(1) 法律上の婚姻をしていること（事実婚を含む）	
(2) 夫婦とも洞爺湖町に居住し、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に記録されていること	
(3) 夫婦とも医療保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者であること	
(4) 夫婦とも町税の滞納がないこと	

■助成対象治療

医療保険各法の規定に基づく保険給付が適用される**生殖補助医療**及び医療保険適用の不妊治療と併用して実施された厚生労働省にて先進医療として告示された技術による治療（以下「**先進不妊治療**」という。）ただし、夫婦以外の第三者から提供を受けた精子、卵子、胚による不妊治療や代理母、借り腹によるものは除く。

※洞爺湖町では保険診療の本人負担額を全額助成しているため、交通費助成は行っていません。

■年齢要件

治療開始日において**43歳未満**であること

※回数制限はありません。



■助成額

治療に必要な医療費のうち、医療保険各法の規定する保険者の負担額（高額医療費を含む）を控除した自己負担額

■申請に必要なもの

本人が準備するもの

- (1) 不妊治療費助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 医療機関の発行した領収書、明細書
- (3) 健康保険証の写し（夫婦とも）
- (4) 通帳等の写し

治療を受けた医療機関に準備してもらうもの

- (1) 不妊治療費助成事業受診等証明書（様式第2号）



■申請・お問い合わせ
洞爺湖町栄町63番地1
健康福祉センター内
洞爺湖町子育て支援課
☎0142-82-7100



子育て支援係